

北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務仕様書

1 業務名 北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

2 履行期間 契約日の翌日から令和8年1月16日までとする。

3 業務の目的

本市は、地球温暖化による気候変動の危機意識を市民や事業者と共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組むため、令和2年12月に「ゼロ・カーボンシティ宣言」を行い、地球温暖化に対する対策や気候変動への適応に関わる取組を推進している。

また、令和2年1月に策定した北杜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、節電、省エネルギー化及び再生可能エネルギー設備の導入による市の事務事業及び公共施設からの温室効果ガスの排出量の抑制等を推進している。

国では、令和7年2月に温室効果ガスの新たな削減目標を盛り込んだ地球温暖化対策計画を閣議決定し、再生可能エネルギーなど脱炭素効果の高い電源を最大限活用し、必要な技術革新を推進するとともに、経済成長と脱炭素の同時実現に向けて取り組む方針を打ち出した。

2050年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向け、本市の自然的条件や社会的条件などの地域特性を踏まえながら、市の新たな削減目標を定め、市民、事業者及び行政が一体となり、市全体としての脱炭素社会実現に向けた取組をより一層推進する必要がある。

そこで、本市の総合計画、環境基本計画等の関連計画との整合性を図りながら、地域全体の温室効果ガス排出量削減及び脱炭素社会実現に向けた取組の推進を図ることを目的として、「北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する。

4 業務の内容

（1）計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（2）国等の政策動向の整理

近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

（3）上位・関連計画の整理

本市の上位・関連計画における温室効果ガス削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

（4）自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本市の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料として、次の項目に関する資料の収集・整理を行う。また、収集した資料のうちデータであるものは都市計画基本図と重ね検討図を作成する。

【自然条件】

地勢概要、気象、植生等

【経済的条件】

事業所、就業者数の状況

農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）、商業、工業 等

【社会的条件】

人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、景観 等

(5) 地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

経済産業省及び環境省等の統計情報を基に、地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について把握する。また、トレンド分析等により、BAU（Business as Usual 取組を行わず、現状のまま推移した場合）及び対策を実施した場合の将来のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量について推計を行う。

(6) 再生可能エネルギーポテンシャルの整理

経済産業省及び環境省等の資料を基に、地域の再生可能エネルギーポテンシャルを整理する。

(7) 意向調査

市民及び事業者に対して地球温暖化に対する意識やその対策に関わる意識等を調査する。

ア) 市民アンケート調査の実施及び集計・分析

①調査対象者 18歳以上の北杜市に住所を有する者（計画策定に必要なサンプル数）

※委託者との事前打ち合わせにより年齢及びサンプル数は変更することがある。

②調査方法 郵送又はWEBにより配布・回収する。

※発送・回収に係る手配や手続き及び発送・回収にかかる郵送費を受託者が実施・負担する。

③調査結果の集計、分析及び評価

イ) 事業者意見の収集

①調査対象者 北杜市内に本社、本店、支社、支店又は営業所を有する事業者（計画策定に必要なサンプル数）

※委託者との事前打ち合わせにより年齢及びサンプル数は決定する。

②調査方法 ヒアリング、郵送又はWEBにより調査する。

※調査に係る手配や費用は受託者が実施・負担する。

③調査結果の分析及び評価

(8) 地域特性・課題の分析

上記(1)から(7)の結果を基に、地域特性・課題の分析を行う。

(9) 再生可能エネルギー導入にかかる将来像の検討

上記の結果を踏まえ、再生可能エネルギー導入に係る将来像や将来ビジョンを検討する。

(10) 脱炭素の達成へ向けたシナリオの検討

脱炭素と地域課題の解決の同時達成に向けたシナリオ作成と具体施策について検討を行う。

(11) 地域の再生可能エネルギー導入目標の設定

上記の検討結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は、令和 32（2050）年を最終年度とし、令和 12（2030）年及び令和 22（2040）年の目標を設定する。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に適切に反映されることを前提とし、国の地球温暖化対策計画に示されている中期目標年の令和 12（2030）年及び令和 22（2040）年、長期目標年の令和 32（2050）年の CO2 削減目標についても検討を行う。

(12) 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討を行う。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行う。また、他自治体における先進事例の調査を行い整理する。

(13) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討

政策が効果的に実施されるよう、適切な指標の設定を行う。また、地域脱炭素を推進するための地域のステークホルダーと連携した体制構築の検討を行う。

(14) パブリックコメントの実施支援

作成した計画素案に対して、パブリックコメントの実施を支援する。パブリックコメントに対する回答は、専門的な内容については受託者が回答案を作成し、委託者へ提案を行う。市の方針・取組姿勢に関する内容については、委託者が回答案を作成する。

(15) 合意形成に向けた会議の支援

市のゼロ・カーボンシティ実現に向け、地域関係者や有識者等との合意形成を図るための会議等の開催支援を行う。

また、受託者は、会議に出席するとともに、議事録の作成や資料提供などの支援を行う。（開催は 4 回程度とする。）

(16) 計画案の作成

上記の内容を反映した計画案を取りまとめる。環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・算定手法編）」に基づき、適切な方法で北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画案を作成する。

計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とする。

【参 考】北杜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間は令和元（2019）年度から令和 12（2030）年度までの 12 年間

【予定履行期間】骨子案を令和 7 年 8 月下旬までに作成
素案を令和 7 年 11 月中旬までに作成
最終案を令和 7 年 12 月下旬までに作成
完成版を業務履行期間の末日までに提出

※本事業は、国庫補助金を財源としていることから、国庫補助金のスケジュールによっては

変更となる場合がある。

(17) 打ち合わせ・協議

上記の業務内容について、打ち合わせ・協議は5回程度とし、初回、中間、納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。

5 主任技術者

主任技術者は本業務に精通し、十分な経験と知識を有する者を配置する。

本業務の主任技術者は、受託者が提出した北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務に係る「提案書」に記述した配置予定の主任技術者でなければならない。

配置する主任技術者は原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、市の承諾のうえ、同等以上の技術者と変更することができる。

6 成果品

(1) 成果品は次のとおりとし、北杜市環境課へ納入する。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ①北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | 30部（A4版100頁程度・カラー） |
| ②北杜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要書 | 30部 |
| ③関連資料 | 一式（パイプファイル形式） |
| ④上記データを格納した電子データ（Word及びPDF） | 一式（CD-R） |

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、市が保有するものとする。受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7 その他

①本業務は、環境省「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業」の趣旨・公募要領・交付規定を遵守のうえ実施すること。

②受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

③受託者は、本業務の遂行において市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。

④受託者は、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

⑤本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度市と協議を行い決定すること。